

平成22年8月10日

東北経済産業局

クレジット事業者の登録取消し
～改正割賦販売法施行に伴う行政処分～

東北経済産業局では、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）附則第5条第14項違反が認められる株式会社コマレオに対し、平成22年8月9日付けで同条第17項に基づきクレジット業者の登録取消し処分を決定し、通知しました。

1. 経緯

平成21年12月1日に改正割賦販売法の一部が施行されたことに伴い、クレジット業者（注1）には改正割賦販売法に基づく体制整備を実施したうえで、平成21年12月1日から平成22年5月31日の間に経済産業局長に申請書を提出する義務が課せられました。

2. 処分理由

株式会社コマレオは、提出期限である平成22年5月31日までに申請書を提出せず、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第5条第14項違反が認められました。

東北経済産業局では、同条第17項に基づく登録取消しの行政処分を行うこととし、平成22年8月5日行政手続法、割賦販売法に基づき聴聞を実施し、その結果をふまえ、平成22年8月9日当該事業者の処分を決定し、通知しました。

3. 処分事業者概要

- | | |
|---------|------------------|
| ①名称 | 株式会社コマレオ |
| ②代表者の氏名 | 代表取締役 駒形 吉弘 |
| ③本社所在地 | 山形県米沢市金池2丁目1番21号 |

(注1)

クレジット業者とは、平成21年12月1日現在、旧割賦販売法第31条の登録を受けている、既存登録包括信用購入あっせん業者をいいます。

(参考)

今回の法律改正の目的の一つにクレジット業者の体制整備があります。クレジット業者の法令遵守、加盟店管理等の体制を整備することにより、クレジットを利用した過量販売・リフォーム詐欺等の消費者トラブルの防止、クレジットカード情報、個人情報の漏洩を防止しようとするものです。

(本件にかかるお問い合わせ先)

東北経済産業局消費経済課